

発表事項

令和8年4月21日 市長会見資料

発表事項	延岡市立小・中・義務教育学校の配布物に関する取扱いについて【試行】
概要	<p>1 趣旨</p> <p>近年、学校を通じて児童生徒及び保護者へ周知する各種チラシ等の配付依頼が増加し、学校職員の配付物対応の負担が増大しているとともに、限られた時間内での配付作業が児童生徒の学習活動や教育活動に影響を及ぼしている。加えて、家庭への重要な連絡が他の配付物に紛れる恐れがあるなど、様々な課題が生じている。</p> <p>このような状況を踏まえ、延岡市教育委員会では、令和8年度から順次、学校におけるチラシ等の紙媒体の配付を電子データの閲覧・配信に切り替えていく取扱いを実施する。</p> <p>具体的には、保護者及び児童生徒がスマートフォン等を使い Web 上で直接確認できるよう、教育政策課のホームページに掲載するとともに、その旨を月2回、各学校へ通知し、各学校は保護者向け連絡アプリを通じて周知するものとする。</p> <p>この取扱いにより、保護者等の利便性の向上（イベント情報等をいつでもどこからでも閲覧可能）を図るとともに、ペーパーレス化による校務DX及びSDGsの推進、学校職員の業務負担軽減を図る。さらに、子どもたちと向き合う時間の確保という、働き方改革の本来の目的達成を目指す。</p> <p>2 チラシ等のデータの掲載基準</p> <p>次の（1）～（7）の主な可否基準を満たしていると総合的に判断できる場合に限り、教育政策課のホームページに掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none">（1）対象が児童生徒またはその保護者であること。（2）教育の振興を目的とし、教育活動全体に有益なものであること。（3）営利を目的とせず、公益性が認められるものであること。（4）高額な費用負担を伴わないものであること。（5）宗教や政治に関連しないものであること。（6）主催の団体名または代表者氏名、連絡先等が記載されているものであること。（7）その他、教育長が適切であると認めるもの。 <p>3 ホームページに掲載する電子データ基準</p> <p>電子データはPDF形式とし、ファイルサイズは10MB以下とする。</p> <p>4 チラシ等のデータの掲載・周知の流れ</p> <ul style="list-style-type: none">（1）チラシ等のデータの掲載・周知を希望する場合は、次のとおり教育政策課に依頼するものとする。<ul style="list-style-type: none">①市役所内の各課室 庁内の各課室は、教育政策課が指定する全課共通のRドライブ内の専用フォルダに当該データを格納し、教育政策課教育政策係に掲載を依頼すること。また、庁外の関係機関から各課室へ依頼があった場合も、当該データを同様に格納し依頼すること。②市役所以外の関係機関 市役所以外の関係機関は、市役所内の関係課室または教育政策課に直

	<p>接当該データを電子メールにて送信し依頼すること。</p> <p>(2) 教育政策課は、「2 チラシ等の掲載基準」の(1)～(7)の基準を満たしていると総合的に判断できる場合に限り、原則として、毎月第2・第4火曜日に教育政策課のホームページに掲載し、その旨を各学校へ通知する。</p> <p>(3) 各学校は、教育政策課からの通知により掲載ページの URL 等を保護者向け連絡アプリを通じて、原則として、毎月第2・第4水曜日に周知するものとする。</p> <p>4 試行の期間</p> <p>この取り扱いは、令和8年度を試行期間とし、令和9年度から正式に導入するものとする。</p>
担 当 課	<p>延岡市 教育委員会 教育政策課 教育政策係</p> <p>TEL 0982-22-7030</p>